

## 教育勅語の廃止過程にみる戦後教育改革の一断面

### A Cross Section of Postwar Educational Reform in the Process of Abolishment of Imperial Rescript on Education

池田 哲之

Tetsushi IKEDA

#### 1. 緒論

戦後教育の大胆な見直しを図るため設けられた臨時教育審議会が最終答申（1987年）を示してから、すでに十数年が経過した。同審議会が、今日にいたる教育制度改革の流れを、一定程度、方向づけたのはたしかである。中央教育審議会をはじめとする教育に関係する国の審議会は、教育改革に関する臨教審の考え方を汲みいれつつ、これまで枚挙に暇がないほどの答申類を公表してきた。にもかかわらず、日本の青少年の状況は、年を追うごとに憂慮すべき方向に向っている。青少年の変質を物語るのは、近年の相次ぐ衝撃的な事件である。神戸市の小学生殺害事件（1997年。被疑者は事件時、中学3年生）、黒磯市で起きた中学校女性教諭殺害事件（1998年。同、中学1年生）、西武線乗客殺害事件（2001年。被疑者は、20代前半の成人）などは、世間の耳目を集めた出来事としてまだ記憶にあたらしい。

常軌をいちじるしく逸した事例ばかりが問題、というわけではない。人間社会存立の最低要件すら崩れかける兆しがある。そのひとつに規範意識の希薄化の問題がある。中学1年生～3年生を対象とした調査<sup>1)</sup>によると、「放置してある他人の自転車に乗る」、「自室でタバコを吸う」ことを悪いと思う者の割合は、両者の平均で1983年の83.3パーセントから1995年の71.2パーセントへ10ポイント以上低下するなど内的自己統制心の欠如の傾向がすすんでいる。また、先進諸国の青少年との比較調査<sup>2)</sup>でも、日本の青少年の遵法精神が最低となっている。さらにつけ加えれば、本来、安全かつ静謐な授業が学習権の充填の観点から維持されるべきである学校の荒れも、深刻の度合いを増している。国立教育政策研究所・福岡教育大学による公立学校の校長・教員を対象とした意識調査からは、收拾不能となっている教育現場の混乱が浮かびあがってくる<sup>3)</sup>。現に、文部科学省「平成12年度の生徒指導上の諸問題の現状について」（2001年8月24日）調査は、公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数が前年度比11.4パーセント増の3万4,595件となり、同調査開始以来、最多となったことを伝えている。

国、とりわけ教育を所管する文部省（現、文部科学省。以下、同。）も拱手傍観していたわけではない。特に、臨教審最終答申以降のこの十数年来は、各審議会答申の法令化を急ぐ同省の姿勢は顕著であった。教育職員養成審議会の答申に基づき、高い能力を備えた教師の養成とともに、幅広い人材を学校教育現場に招き入れることを目的として専修免許状の創設や特別非常勤講師制度の導入を柱とする新「教育職員免許法」が公布されたのは昭和63年（1988年）のことであり、教育課程審議会の意向にそくして

「個性に応じた教育」を合言葉とする学習指導要領の改訂が実施されたのは平成元年（1989年）のことであった。学校の器部分の改革も進行中である。中教審「今後の地方教育行政の在り方について」答申（1998年9月）を受け、学校運営の責任者である校長の助言機関として「学校評議員」の制度が設けられ、また、同「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」答申（1997年6月）に後押しされて、6年一貫教育を可能とする懸案の「中等教育学校」も制度化された。

しかしながら、度重なる制度改革は、各制度を通じ支える教育上の基本理念が変わらなければ少年少女の心性に望ましい影響をおよぼすことは困難である、ということをつけている。教育基本法の改正論と並行して教育勅語憧憬論の生まれる素地が、ここにある。

戦前・戦中に青春時代を送ったある市民は、「この（教育勅語＝筆者）の中で心の支えとなった言葉を上げるとすれば（中略）夫婦相和シと、朋友相信シ、それと恭検己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ」で「こんなに素晴らしい勅語があったのに、アメリカはまっ先に潰した」と勅語を否定した米国に批難の矛先を向けつつ、勅語の存在意義を力説する<sup>4)</sup>。また、自らの体験を振り返り、難解な字句の意味は分からないまでも、勅語によって繰り返し道徳が説かれていた効用には無視しえぬものがあつたと指摘する研究者もいる<sup>5)</sup>。青少年（否、大人を含めて）の思想的異常値を示す行動の頻発に、少なからぬ国民が何らかの方法で道徳教育の復権強化の必要性を感じ、過去への郷愁ともあいまって教育勅語的なものを待望しているかのようでもある。むろん、「教育勅語全体」を安直に美化することは個人の内心の問題としてならともかく、現行憲法原理上、公に認められるものではないし、本稿の趣旨も、教育勅語それ自体を再登板させようとするところにあるのでない。しかし、人権保障が手厚くなされる社会に移行してゆけばゆくほど、人には、権利行使主体にふさわしい人格の持ち主となることが求められるようになるはずである。「私人」間の日々の実生活における基本的人権の保障は、各人の基本的責任の履行とパラレルな関係にあり、そのためには知的能力もさることながら人格の基礎としての道徳的能力を培うことが不可欠であることを、最近の社会事象はわたし達に教えていよう。そして、こころの教育、とりわけ規範教育の重要性がつとに認識されるようになったいまこそ<sup>6)</sup>、勅語の有した規範形成力に正当な評価を与えてみる好機ということもできるのではないだろうか。けれども、一般論としていえば、教育勅語は完全に掩蔽され、その功罪を論ずることすら時代錯誤として憚られるような風潮は、とりわけ教育界において根強い。結果的に、勅語の包含した今日なお通用する規範の数々までが、歴史の奥底にとめおかれてしまっている。

何故、かくも教育勅語は教育の世界から切り離されてしまったのか。本稿では、学校教育を中心に教育のあり方が、現在、厳しく問われているという時代性も念頭に入れ、教育勅語廃止過程に関する秀でた先行研究を手がかりとしながら占領期教育改革における米国の対日観をあらためて洗いだすことにより、戦後日本が欠落させてきた教育上の問題について序論的な考察を行ってゆくものとする。

## 2. 教育勅語に関する通説・有力説・少数説

上述のように、教育学・教育法学研究者や現場教師の多くの支持を得ている教育勅語に関する今日の通説では、勅語の失効と教育的背理を当然視する。その主たる論拠は、戦後教育の根本理念を定めた法

規範として教育基本法が成立したこと、衆参両院で教育勅語等の失効排除の決議がなされているということにある。言い方を換えるなら、教育勅語に代わり教育基本法は制定され、勅語自体の廃止手続も完了していることに疑問をさしはさむ余地もないとする解釈である。後者について成嶋隆教授は、「1948年の国会における勅語廃止・失効確認の措置を促したのは憲法起草の中核を担ったGHQ/GS（民生局）および極東委員会を構成する反ファシズム連合であった」、と勅語廃止の意味・背景を多面的に考察することなく手放しで容認している<sup>8)</sup>。これら解釈は、勅語の法的効力を基本的には肯定するとともに、「国策としての早急な『近代化』の課題を一手になわされたために、当初から差別的・国家主義的性格を付与されることになった」<sup>9)</sup>のが戦前のわが国の教育であり、その象徴に勅語を指定する。教育は、「富国強兵・殖産興業、対外侵略・対内抑圧という国策実現の手段として機能してきた」<sup>10)</sup>ととらえられ、教育の根本理念は「忠君愛国・仁義忠孝の絶対性を中心にした教育勅語によって定められていた」<sup>11)</sup>とするのである。本説に与する教育学・教育法学者の大部分は、こうした所説と大同小異の論法で勅語の失効・廃止の正当性を立証しようとしている。勅語が法的に否定されているのなら、公教育の現場で勅語の有用性を積極的に語ることは差し控えられるべきであるし、教育論的にも教育勅語の目的・機能が、「『皇運ヲ扶翼』する『忠良ノ臣民』」の育成に限定されうるのであれば、勅語は人間性の発達を阻害するだけの文書に過ぎないということになる。だが、勅語の説く具体的徳目によって身を律していた人々が現実に相当数存在したという事実をたいしては、これらの諸論の少なくとも教育論上の説得力は、色褪せる。勅語否定論は、「勅語」という形式性、西欧人権観とは異なる儒教的倫理を問題視するあまり、悪しき二分法の陥穽に入りこんでいるといえなくもない。

つぎに、教育基本法の成立や勅語の廃止手続の意義は認めつつ、勅語の内容には人類普遍の真理が含まれているとし、当該部分はいまなお有効、控えめに見積もっても否定しきれないとする保守派政治家・知識人などによって唱えられている説がある。本説は、昭和20年代半ば頃から間断なく主張されていることや論者に社会的影響力の強い人々の多いことも加味し、ここでは、一応、有力説と呼んでおこう。具体的な発言を例示しておく。1977年10月の参議院予算委員会において、元文部省初等中等教育局長・事務次官の内藤馨三郎議員（翌年、文部大臣に就任）は、こう述べた<sup>12)</sup>。

教育勅語のかわりに教育基本法が制定されたが、教育の目的については、真理と正義を愛し、勤労と責任を重んじ、平和で文化的で健康な国民の育成とあるが、この程度のことは当然のことを述べたにすぎないのであって、教育の具体的目標にはならない。教育勅語のような徳目中心でなければ、教育の成果が上がらないと思う。戦前の教育は教育勅語によって教育の指導原理が確立され、教育に大黒柱があって、心棒があった。

内藤はつづけて、教育勅語の復活が無理なら、それに代わる教育憲章の制定を求めている。答弁に立った当時の福田赳夫首相は、教育勅語の復活は退けながらも「しかし、あそこ（教育勅語＝筆者）に盛られておる人の道ですね、これはもう非常に貴重なものである、こういうふうに思います。『父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ』『博愛衆ニ及ホシ』、本当に人間のかくあるべしということをしるに表現しておる。あそこに盛られておる精神が破棄された、こういうふうには考えません」と結ん

でいる。

これより先にも、「かつて我が国には、教育勅語のような立派な道徳律が存在しただけに、これを失ったことによる反動はかえって大きく、現在日本の悩む道義退廃、道徳低下の原因がここに在るのである」とする石田和外元最高裁判所長官をはじめ（日本経済新聞1975年4月7日付）、古くは、天野勅語と揶揄された昭和26年の天野貞祐文相による「国民実践要領」の提示問題、教育基本法の見直しを図る清瀬一郎文相の、臨時教育制度審議会設置への取り組み（1956年）、中教審「期待される人間像」答申（1966年）いずれも、勅語的道徳観に似た指向性を有する。ただしこれらの主張は、教育勅語廃止決議の是非、その延長線における勅語と教育基本法の関係といった点についての切り込みが不足しているために、よくて一種のノスタルジア、さもなければ時代錯誤的復古論との批難に対抗しえない弱さがある。

最後に、少数ではあるが、教育勅語の廃止過程を鋭く分析したうえで、教育基本法と勅語との間に法的互換性がないことを立証することにより、「教育勅語体制から憲法・教育基本法体制へ」というなかば常識化した枠組みの問い直しを主張する説がある。

そこで以下では、教育勅語をめぐる通説がどのように形成されるにいたったのかを跡付けながら、第三説との対比を通し、その問題点を浮き彫りにしてゆくこととしよう。

### 3. 米国の神道観、教育勅語観

「民主主義体制の確立」と「軍国主義・超国家主義との訣別」を求めるポツダム宣言は、わが国の基本構造の抜本的転換を予期させるものであった。しかし、占領開始直前の1945年8月18日、前田多門文相の「教育の大本は勿論教育勅語をはじめ戦争終結の際に賜うた詔書を具体化していく以外にあり得ない。その線に沿って今後教育の諸問題を解いていきたい（8月19日付、朝日新聞）」との声明にあるように、政府の認識は、教育勅語と民主主義は並存しうるというものであった。前田は、同年10月にも、文部省が開催した教育方針中央講習会において、「吾人は改めて教育勅語を謹読し、その御垂示あらせられし所に心の整理を行わなければならぬと存じます。教育勅語は（中略）吾々が忠良なる国民となることと並んで、よき人間となるべきこと、よき父母であり、よき子どもであり、よき夫婦であるであることをお示しになっております」<sup>13)</sup>と説いている。戦時教育体制崩壊の混乱期に文部行政の頼るべき指針が、さしあたり勅語の徳目以外には見当たらなかっただけにしろ、時の文部大臣が勅語の意義をここまで強調しえたということは、少なくともこの時点では、占領当局（連合国軍最高司令官総司令部＝GHQ）からの表立った勅語批判はなかったことを意味する。

ところで、対日占領政策を日本降伏の数ヶ月前から策定していたのが、太平洋戦争終結後の米国の役割を総合的に検討してゆくことを目的に組織されたSWNCC（国務・陸軍・海軍三省調整委員会。1944年12月設置）であることは知られている。発足当初の同委員会で中心的位置を占めたのは、国務長官代理グルー（J.C.Grew）、陸軍長官スティムソン（H.L.Stimson）といった対日穏健派の人々であった。特に、駐日大使の経験者であるグルーは親日派の長老であり、天皇制への理解も、同時代の米国人のなかでは抜きんでていた。日米宥和を自己の「使命」とした駐日大使当時のグルーは、日米戦争回避に向けたあらゆる努力を惜しまなかった<sup>14)</sup>。大統領トルーマン（H.C.Truman）へ「日本人は、すでに戦争に敗

れたことを内心わかっている。必要なのは面子を与えてやることであ」<sup>15)</sup>り、それには何より天皇制の保証が肝要であると訴えたのも、彼ならではある。国務省のこうした基本的姿勢は、ポツダム宣言以降、バーンズ (J.F. Byrnes) らを中心とする同省内における親中派の台頭により徐々に変化する。親中派とは、その名のとおりに、中国に同情的である反面、日本には懲罰的な姿勢で臨もうとする一派である。教育勅語の廃止方針をはじめ、わが国教育の抜本改革が占領政策として定まることを免れていたのは、日本の歴史・文化をまがりなりにも理解しようとする、グルーら対日穏健派の影響力が国務省内に残存している間のことであった。天皇制と同様、教育勅語の浮沈はひとえに米国の政治状況の風向きにかかっていたのである。

米本国の動静とは別個に、占領当局内部にも教育勅語に関する賛否両論は存在した。否定派のひとりに、米国人の宗教学者ホルトム (D.C. Holtom) の説に依拠し、神道、天皇、教育勅語、軍国主義を同一平面上にとらえる GHQ 民間情報教育局 (CI&E) の教育宗教課教育班長ホール (R.K. Hall) がいた。彼の原案による国家神道を禁圧するための「神道指令」第一次草案においては、教育勅語の禁止が明確に記されている<sup>16)</sup>。

では、ホルトムとはどのような人物であったのか。敬虔なキリスト教徒でもある彼は、『近代日本と神道国家主義』という著書を公刊していることから分かるように、米国における神道研究の第一人者であった。ホールの神道指令の一件のみならず、占領当局の宗教(教育)行政は、彼の学問上の見解に大きく影響を受けていた。このホルトムの神道研究に思想的学問的影響を与えたのが、『我が国体の特色と敬神の真意義』『日本人の国体観念』の著者、加藤玄智であるといわれている<sup>17)</sup>。加藤はまず神道を、教派神道と国家的神道の二種に区分し、さらに国家的神道を国体神道と神社神道に分類する。そのうえで彼は、「国体神道は軍人勅諭と教育勅語によって表象され」る、との説を唱道していた。加藤の考え方に立脚すれば、ホルトムが国家神道と神社神道を同一視し、また、教育勅語を神道の有力な宣布手段とみなしたのも当然であった。そればかりでなく、米国人の彼のなかに、神道全般を超国家主義に結びつける思考回路ができあがっていたとしても不思議ではない。いま、ホルトムの過ちを責めるのはたやすい。しかし、近代国家建設を至上命題とし、疑似宗教国家を目指す明治新政府により人工的につくりだされた国家神道が、現御神天皇の神性を背景とする超国家主義と表裏一体の関係にあったのはまぎれもない事実である。加藤説に共鳴するホルトムが戦中期の勅語の取り扱われ方に着目し、教育勅語を超国家主義ひいては軍国主義を助長する文書と指弾したのも肯げなくはない。わが国は、明治以降の偏向した宗教政策の代償を、きわめて不本意なかたちで支払わされることになったのである。もちろん、純粹宗教としての神道は、超国家主義・軍国主義とはおよそ無縁の宗教である。

ここで、「神道」とはいかなる宗教であるのかということについても、簡単に押さえておきたい。

古来、わたし達の先祖は、その変化に富みつつも穏やかな地理的気候的条件のうえに、「浄」「不浄」観念を軸にすえた自然崇拜の心性を養ってきた。森羅万象、ありふれた草木や石塊にも靈性を感じ<sup>18)</sup>、現在なお、それらが伝承をとめないながら御神木、靈石などとして、地域住民の信仰の対象となっていることも珍しくない。こうした素朴な民族信仰に起源を有する「民間神道」は、時代の変遷のなかで人格神への慰撫・尊霊の色合いも重ね、仏教や儒教をはじめとする外来宗教の影響をも受け、次第に一定の教義をもった思想体系へと洗練されてゆく。「学派神道」あるいは「神社神道」の誕生である<sup>19)</sup>。た

だ、神道は、上でみたとおりの一神教ではないし、「神仏習合」「神仏混淆」と呼びならわされた時期もあったように、教義經典の絶対性を強要するような宗教ではなく、あくまで自然崇敬感情を本質とする宗教なのである。とはいえ、明治以降の国家神道による精神管理は、当の日本人の神道観をホルトムの神道観の誤謬を突くこともできなくさせるほどに歪める強烈なものであった。

ホルトムは神道の本質を解さないまま、1945年9月、ホールに宛てて「日本の学校における国家神道に対し、米合衆国軍政当局の採用すべき特別政策についての勧告」を送り、「教科書改訂、神としての天皇観の変革、御真影の前での拝礼の廃止、教育勅語の際の凝った儀礼主義の排除、天皇と国家・国民との関係の根本的改変」などを懇諭する。この勧告は、教育勅語の廃止につながる最も初期の米国側占領関係文書である。

もともとホールは、日本の教育改革に過度のおもい入れのある研究者であった。「CIEのスタッフのなかでも、日本文化の民族的特性をとくに排斥して、アメリカ・モデルを強調する極端に急進的な改革派のひとりであり、来日前から国語改革に関する研究を積んでいたホールは、日本語表記のローマ字化を構想していた。有名なエピソードがある。彼の、教科書は今後ローマ字で印刷されなければならないという、文部省の有光次郎教科書局長にたいする指示である（1945年11月）。元CI&E教育課長のオア（M.T.Orr）によれば、この独断専行的なホールの行為が致命傷となり彼は占領当局内部で孤立し<sup>21)</sup>、国語のローマ字化が現実のものとなることはなかった。しかしホールは、持論に固執しつづけ、第一次米国教育使節団の報告書に国語のローマ字化問題を取りあげさせることに成功する<sup>22)</sup>。戦後教育改革が、きわめて個人的な指向に基づき行われたことを示唆するこれは好個の一例である。ただ、ホール自身も認めているように、占領当局のなかには、①教育勅語は、本質的に悪いものではない ②勅語への攻撃は、儒教の倫理、仏教思想、日本神話への攻撃とみなされ、宗教攻撃と受けとられる ③勅語のような形式を残しておくほうが、占領政策を効率的にすすめることができる、といった論もあり、ことに第一点目からは、占領当局といえども教育勅語の倫理規範性を否定しきれなかった事実が窺がえる。占領開始直後の教育宗教行政の実務責任者であり、コロンビア大学の日本文学担当教授であったヘンダーソン（H.G.Henderson）も、自己の学問上の信念から、批難すべきは勅語ではなく、軍国主義・超国家主義者達の勅語の「曲解」であるとみなしていた<sup>23)</sup>。それゆえ彼は、ホール作成の神道指令第一次草案より勅語禁止に触れる部分を撤回させている。しかしながらこの後、教育勅語は、米本国政府の政治的思惑により、変則的なかたちで社会の表舞台から葬り去られてしまうのである。

話をもどす。1946年2月、CI&E局長ダイク（K.R.Dyke）は前田の後任の新文相安部能成との会談の席で、新教育勅語煥発を勧奨した。これには、二つの理由が挙げられる。一つは、従来の教育勅語をいくら好意的に評価したとしても、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」、「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」といった日本および日本民族の優越性を前提とするかのような表現が含まれていること、他方、思想的基盤を失い混乱状態に陥っていた日本国民の新たな羅針盤には、勅語という形式がやはり最適であるとの判断がはたらいたからである。会談におけるダイクの発言を記しておこう<sup>24)</sup>。

このように、古い文章（明治23年教育勅語＝筆者）は、とかく誤った解釈を行わせやすく、現代日本の直面する問題に対する適切な解釈を与えるには不十分である。現在の日本がいかなる事

態に直面しているか、ということをはっきり認識することが、日本人をして前進せしめる第一歩である。それをなすのが教育である。教育とは若者に対して行われるものだけでなく、成人にも、また、いかなる立場の人にも再教育が必要である。だれにでもわかるような文体で新しい教育勅語を書き、この再教育のための情緒的跳躍台となるようなものにしたい。

同じ占領当局の人間といっても、ホールとダイクの思想には大きな隔たりがあったことを感ぜずにはいられない。いえることは、自国の（西洋の）文明に至高の価値において他国を裁断しようとする（戦中期日本の最大の誤りでもある）ホールにたいし、歴史・文化の多様性に立って改革をすすめてゆこうとするダイクの姿勢の違いである。しかし、全体として眺めれば、ダイク、ヘンダーソンといった日本の事情に理解を寄せる者は少数派で、CI & Eは（現在は、そのゆき過ぎた子ども中心主義教育への反省が迫られている）デューイ（J.Dewey）の進歩主義的教育理論を信じて疑わない面々の牙城であった<sup>26）</sup>。デューイ理論の信奉者である彼らには、彼我の社会風土の差におもいをはせる謙虚さが決定的に欠けていた。

ダイクの後押しをも受けた安部文相の新教育勅語煥発奏請の意向は、必ずしも世間で受け入れられたわけではない。時世の変化を理由に、朝日新聞は、早速批判の論陣を張る。「教育の内容は与えられるものではなく、人民の間から盛りあがるもの、人民自らが自主的に行ふものというものであろう。（中略）国民道徳の基準乃至は文教の指導原理を、天降りの付与しようとするのは、をかきなことである」「政治的機構を外から与えられることは、忍ぶことを余儀なくせられるとしても、国民精神の内容までも配給せられることは、忍ぶことはできない」と3月20日付の特別記事は、安部を論難している。実際、安部は新教育勅語煥発奏請の一手前までこぎつけるが、CI & Eの局長がダイクからニューゼント（D.R.Nugent）へ交代したことや安部自身の退任もあり、新教育勅語煥発への追い風は、一時、止んだかにおもわれた。だが、安部文相の下で学校教育局長を勤め、安部の後任文部大臣に就任した前東京帝国大学法学部教授の田中耕太郎は、当初なお新勅語煥発に拘泥する。そればかりか田中は、第90回帝国議会（いわゆる制憲議会）において、再三、教育勅語擁護発言を行っている。田中の論拠を一口に説明すれば、教育勅語は内容的に正しいのであり、「民主主義の時代になつたからと云つて、教育勅語が意義を失つたとか、或は廃止せらるべきものだ」と云ふような見解は、政府の採らざる所<sup>26）</sup>」ということにつきる。一方で田中は、「教育根本法」構想をも抱懐しており、それが最終的に教育基本法へと結実したことはよく知られている。だが彼の基本認識では、教育根本法といえども勅語の否定のうえに成り立つ法規範ではなかった。相互は、補完し合う関係なのである。おもうに安部同様、田中もまた、よき時代に青春を送ったオールドリベラリストであった。彼らは、昭和戦中期における勅語の狂信的偏用<sup>27）</sup>を身をもって体験することのなかつた世代である。戦後の価値動揺期を客観視するという点において、それは貴重な利点とならう。いまにしておもえば、本来、妥当なものとして守られるべきだったのは、勅語か基本法かの二者択一ではなく、勅語の本旨は自然法思想にも連なる<sup>28）</sup>（東洋型）の倫理規範である、と看破した田中の見識であったともいえる。

こうした流れに終止符を打つ契機となつたのが、田中発言を掲載した『ニッポンタイムズ』の記事である。記事に目を留めた米国太平洋軍軍事諜報部は、現職文部大臣の発言に国家主義再来の危険性を感

じたのか、同軍総司令部参謀第二部に勅語の廃止を急ぐよう訴える報告書(1946年7月)を提出するのである<sup>29)</sup>。軍事諜報部の性格上、報告書が、勅語のはたしてきた反動的権力の宣伝媒体としての機能を強調するものであったことは理解できるにしても、クリスチャンである田中にそのような(国家主義復興の)意図がなかったことは、戦時中の彼の反戦的言辞からすぐ調べがついたはずである。田中の発言が英文記事となり、それが諜報部の軍人の目にはいるという偶然が重なることがなかったなら、事態はまた別の展開を見せていたかも知れない。

#### 4. 教育勅語の廃止と教育基本法の成立

「勅語形式」により戦後教育の根本を定めることが微妙となりつつあった1946年8月には、日本側に、時代に見合った教育関係法令のあり方を審議検討する内閣直属の機関、教育刷新委員会が設けられる。教育の基本理念は、羽溪了諦を主査とする第一特別委員会の所管である。同特別委員会での論戦は、教育勅語をめぐる再評価からはじまった。各委員の発言は、それぞれの歴史観・教育観が反映していて興味深い。前記の天野貞祐は、「勅語は日本人の道德の規範として実に立派なもので、廃める必要は全然ない」<sup>30)</sup>との勅語観を披瀝し、後に首相となる芦田均も、「私は非常に保守的な考えであるかも知れませんが、明治憲法とか明治の教育勅語と云うものは、成程時勢の波にはそいませぬけれども、若し日本が本当に明治憲法の精神を誠実に行って行ったならば、かような惨澹たる運命には陥って居ないと思う」<sup>31)</sup>と述べている。その初期の発言から各委員は、教育勅語絶対擁護派、新教育勅語奏請派、教育根本法制定派に色分けしうる。ただ、従来の教育勅語のもつ教育的意義は、一部の委員は除き、支持されていたといつてよい。田中の教育勅語擁護発言のところでも指摘したように、戦時教育体制に侵されることなく自然体で勅語と向きあいうる世代の、これが率直な反応というべきであろう。

結論的には、米国教育使節団の敷いた「教育の法律主義」の理論基盤である国民主権原理を柱とする日本国憲法の内容が明らかになりつつあったこともあり、新教育勅語構想は否決された。しかしそれは、表面的な理由に過ぎない。杉原誠四郎教授によれば、教育刷新委員会は文部省を牽制する機関として米国の意向により設置された、政策提言機関であるという<sup>32)</sup>。教育行政を熟知した専門家がひしめく文部省に比べ、教育問題を担当する占領当局の陣容はいかにも見劣りがする<sup>33)</sup>。占領当局は間接統治政策の枠組のなかで、同委員会を通じ文部省を自らの管理下におこうとしたのである。教育刷新委員会がはたした機能について本稿で立ち入ることは避けるが、教育基本法以下の戦後教育法の審議立案に大きな貢献をした同委員会の自主性も、米国が「許容した範囲内」の自主性<sup>34)</sup>であったことに留意しておく必要がある。同特別委員会の委員達に占領当局の方針が伝えられ、あるいは委員達が占領当局内の空気を先読みして決議がなされたことは、充分考えられる。もっとも、先の新教育勅語換発奏請の否決に関していうと、それは明治23年勅語の謳っている人倫規範としての内容そのものの否決でもなければ、修正提案でもない。新しい憲法体制の下では、「勅語」という形式自体が適当ではないとの意思表示がなされただけのことである。そのような筋に沿うなら、教育基本法の成立と教育勅語の存置は別問題となるはずであった。むしろ、思想的文化的混乱の長期化が予想されたこの時点では、教育勅語の部分的活用によって、飛来する西欧原産の外来理念を日本に軟着陸させてゆくことも可能であった。だが、勅語へ



の包囲網は着々と、かつ確実に狭められてゆく。

前記軍事諜報部の報告書が作成されてから二ヶ月後の1946年9月、SWNCC108（「極東における政治的・軍事的問題、降伏後の日本の軍政、教育制度」1945年4月策定）の内容に修正が加えられ、米本国政府は、教育勅語を基礎にする教育の全面禁止を占領政策の最終方針とすることに決定した。同決定を受け、文部事務次官は通牒を発し（10月8日）、教育勅語を教育の唯一の淵源とする考え方をあらためること、学校儀式等において、教育勅語を読まないようにすること、勅語および詔書類の保管に当たっては神格化を招くような取り扱いはしないこと、が教育現場に要請された。すでに着手されていた奉安殿の撤去作業（ダイナマイトによる爆破も珍しくなかったという）などにも、一層、拍車がかかっていった。ただ同通牒は、勅語の権威を損ねはしたが、勅語の価値を正面から否定するものではなく、教師の工夫と裁量により勅語の徳目を授業に活かす道はまだ残されていた。

時間を進めよう。1947年3月、わが国の新しい教育の根本を定める法律案にしては国会における特段の論争もないまま、教育基本法が成立する。同法の制定作業は、その基本図案を前年の第一次米国教育調査団報告書が描いた段階で、実質的にはすでに終了していたとみるのが真相に近い。ところで文部省調査局は、国会審議用の同法案想定問答集（1947年3月12日）を事前に準備していた。国会答弁用のこの想定問答集に、教育勅語と教育基本法の間を政府当局はどのように考えていたのかが如実に表されている。それによれば、教育勅語と教育基本法は矛盾するものではない、勅語の歴史的意義に鑑みればこれを廃止することは不適當である、国務大臣の副署がない教育勅語は、形式的には天皇の私的文書ということになり違憲詔勅であるとの批判は当たらないとの解釈が提示され、勅語にたいする公権力の不干渉を示唆してもいた。上記政府解釈は、3月7日の「枢密院審査委員会」における議論<sup>36)</sup>を踏まえてなされたものであることは疑いない。教育勅語と教育基本法の教育論的整合性はともかく、明確に示さなくてはならないことは、調査局の指摘にもある三点目の真否である。上の解釈を前提にすれば、今日、教育学・教育法学関係者の間でいつのまにか通説化している「教育勅語体制から憲法・教育基本法体制へ」という公式を支える根拠の一角が崩れることになるからである。この点につき以前から一部の研究者は、教育基本法と勅語の入れ替えには法的な根拠がないことを証明する重要な証拠である、と繰り返し説いているところである<sup>36)</sup>。正鵠を射ている指摘である、と筆者にもおもわれる。実際、「教育勅語は井上毅が『政事上ノ命令』とは区別して、『社会上ノ君主ノ著作公告』として起草した」文書である。かりに、教育勅語が法的文書であるということになれば、勅語が現行憲法の諸原理に反する部分を包含していることは明白であるから、憲法98条の禁ずる違憲詔勅になるとの公式が矛盾なく成り立ち、「法の支配・法治行政」の妥当する領域（たとえば、学校教育）では勅語の部分的肯定といえども前述のごとく差し控えられるべきことになる。逆に、法的文書には該当しないのなら、私文書扱いとなり、あとは教育的に有用か無用かを論ずればよいことになる。制憲議会における国務大臣金森徳次郎の答弁にはこうある<sup>37)</sup>。

是（違憲詔勅となる勅語は＝筆者）は権力的なる意味に於て行わるる趣旨の勅語を言うのであります。言い換えますると、法律命令の如き国民を拘束する意味においてのものを指すのであります。でありますから、拘束する意味を持たない、全くの教訓的なものは此の中に入らないで、別の見

地を以って之を取扱って行くべきものである。

なるほど、教育行政面において法的拘束力があるかのごとく扱われた時代があったと問われれば、それはそのとおりである。けれども、恣意的法治行政を排するための日本国憲法制定時の議論であることを踏まえれば、勅語自体に関する法解釈と政治解釈はできるだけ分けて考えられるべきであり、その意味合いにおいて金森の論旨は説得力に富む。ちなみに金森は、戦前は内閣法制局長官をつとめ、戦後は『新憲法』（1949年刊）の著作を残した法学の専門家である。彼がたんなる法学官僚でなかったことは、天皇機関説的憲法観の持ち主として内閣法制局長官を辞任させられた過去が証明しよう。教育勅語は違憲詔勅でないとの見方は、当時、「ニューディーラー」と呼ばれる急進的改革派が中心を占めたGHQ民政局（GS）の法律専門家でさえとっていた<sup>38)</sup>。現行憲法・教育基本法体制の代表的支持者である堀尾輝久教授も「たしかに教育勅語は、それ自体は法規ではなかった」<sup>39)</sup>とし、勅語そのものは道德律の範疇にはいることを暗に認めている。法解釈のレベルでいうと、そもそも勅語は、憲法98条の射程外の文書だったといつてよい。

占領当局にとって、教育勅語を葬り去るには、別途、超法規的措置がどうしても必要であったということになる。

戦勝国と敗戦国の力関係においては、前者の論理は後者の憲法ですらやすやすと超越する。1948年5月、GS内の「誇り高きニューディール派」<sup>40)</sup> ケーデイス（C.Kades）次長は、部下の国会課長ウィリアムズ（J.Williams）に、国会での教育勅語廃止決議の可能性を尋ねている。この事実は、「（勅語は＝筆者）既存の法制枠外にある事実行為としての『勅旨』であったから、状況変動にともなうその効力停止にあたっては、法制上の廃止措置をとることが不可能である<sup>41)</sup>」のを、他ならぬ彼らが一番承知していた証拠であり、同時に超法規的措置への具体的第一歩でもあった。ウィリアムズは、衆参それぞれの文教委員長、松本淳造と田中耕太郎の両名にたいし国会での廃止決議を強く迫る。それも巧妙に、国会自らの発意というかたちをとらせるため、証拠の残らない口頭での命令によった。田中は、法令（詔勅）の無効を審査する権能は国会にないのだから、百歩譲っても勅語の無効の確認しかできない旨を縷々ウィリアムズに説明したことを回顧している<sup>42)</sup>。教育勅語の有用性を信じる田中としては、必死の抵抗をこころみたとのことであろう。両文教委員長の対応の差が、政治色を前面に打ち出した衆院の「教育勅語等の排除に関する決議」、参院の「教育勅語等の失効確認に関する決議」（1948年6月19日）それぞれにあらわれてはいる。いずれにせよ両院の決議は、当時の文部官僚として占領下の文部行政に精通する相良惟一教授によると、「日本側の意志に出たものではない。要するに泣き寝入り」<sup>43)</sup>の末のものであった。決議に先立ち、教育勅語の完全否定が戦前教育の全部否定に連鎖してゆくことを危惧した日本側は、決議文の表現について占領当局と折衝を重ねたが、要望のほとんどは拒否されている。

衆院決議の性格は、戦勝国と敗戦国の力関係をストレート反映たものと割り切ってしまうとわかりやすい。一方、国会権能の限界に忠実であろうとした参院決議ではあるが、「われらは、（中略）教育基本法を制定して、（中略）その結果として、教育勅語は、軍人に賜りたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている」との文章を挿入させたことで、間接的にやはり勅語の法的無効を肯定するものとなってしまった。田中の抵抗も、実質的には

意味のなかったことになる。厳密に言えば、占領当局が利用したのは国会の権能ではなく権威である。しかし現在、多くの教育関係者は、教育勅語は名実ともに、すなわち内容的にも法的にも否定された過去の文書という認識を何の疑問もなくいただいている。その遠因が、誤った神道観、勅語観に基づく占領当局の口頭命令により強要されたこの国会決議にあることを、どれだけの人々が知っているのだろうか。

国会決議を受けて、文部省は「教育勅語等の取扱について」を通達した（6月25日）。同通達は、学校で保管している勅語の謄本をすべて回収させるなど、学校教育の現場から勅語の痕跡を消し去る最後の始末であった。

## 5. まとめ

教育勅語の失効排除決議にいたる以上の経緯を総括する。占領当局の勅語への当初の対応は、必ずしも否定一色に染まったものではなかった。しかし、結局、米本国政府の徹底的な「日本人の精神構造改革」計画を前に、占領当局は「神道指令（1945年12月15日）」、「天皇の人間宣言（1946年1月1日）」につづく同計画の三本目の柱として「教育勅語の失効排除決議」を位置付けた。教育基本法は、同決議以降、戦後教育の精神を表象する「教育憲法」の地位を不動のものとするのである。

日本の教育の民主化という教育改革の表の大義の背後には、日本人を米国の敵に再びなることのないよう改変するという裏の大義が隠されていた。改革にたとえ善意の部分があったにしても<sup>44)</sup>、それは同じ敗戦国でありながら西欧文化圏に属するドイツにたいするような、一国の歴史・文化への配慮や敬讓に立脚するものではなかった。マッカーサー（D. MacArthur）による日本人の精神年齢12才論は、人口に膾炙している。この発言の出所は、日本勤務を終えた彼が、米国議会における公聴会の席上（1951年5月5日）でなしたものである。

もしアングロサクソンが、科学、芸術、神学、文化などの発展において45才だとすると、ドイツ人はわれわれと同様十分成熟している。しかし、日本人は長い歴史にもかかわらず、まだまだ勉強中の状態だ。近代文明の尺度で計ると、われわれが45才であるのに対し、日本人は12才の子供のようなものだ。（中略）日本人は生まれたばかりのようなもので、新しいものの考え方に順応性を示すし、また、どうにでもコントロールが利くのだ<sup>45)</sup>。

右の発言ほど、米国が「高貴なる意図への傲慢なる確信の持ち主」<sup>46)</sup>であったことを証明するものはないだろう。「教育」改革というもっとも民族の歴史・文化の連続性にそくして行われなければならない領域においても、否、そうした領域であるがゆえ、占領当局の関係者達は米国の理念の強制注入にいそしめたのである。同一国の人の価値観さえ、生まれ育った時代、環境によって異なり、その当不当をみきわめることはきわめて困難である。まして、国や民族が違えばなおさらである。戦後教育改革の米国の誤りは、それまでの日本の精神的・文化的価値観をすべて否定したことにある。もし、その金字塔として、教育基本法が機能しているのであれば、是正のための措置を採らなければならないだろう。

日本の教育学界の第一人者として、占領下の教育改革に携わった海後宗臣東京大学名誉教授は、つぎ

のように語っている。「教育基本法そのものは教育勅語に書いてあったひとつひとつを問題にしながら、全体を別な方向へ転換するような操作をしてできあがったものでは」<sup>47)</sup>なく、教育基本法の制定方針が決定的になった時点で「日本の教育の根本を道徳を基にして決めてくるという考え方は、そこで一切切り離された」<sup>48)</sup>と。これが、同法制定時の実情だったはずである。教基法の基本的性格は教育制度理念法であり、教育理念法ではないのである。同法を教育理念法とみなす教育界の慣習がつづくかぎり、教育現場の混乱に歯止めをかけるのは、今後一層、容易なことではなくなってゆこう。教育基本法制定時の議論を間近で知る立場にあった、元担当審議課長の西村巖氏も、民主主義育成法としての現行憲法および教育基本法の意義は認めながら、「しかし、徳目として考えるとき、教育勅語ほど網羅的であるとは」いえず、その理由を「キリスト教の教えが、各人のよるべき倫理規範として浸透している西洋社会を基盤の上にかかれた」からであると断言する<sup>49)</sup>。憲法にしる、教育基本法にしる、「神の審判」とつねに対峙させられている人々が育んだ厳しい規範原理の裏打ちを必要としているわけである。しかるに、わが国なりの規範原理は、「神道指令」を筆頭とする占領当局の数々の指令により、戦後、完全に崩壊させられた。占領当局は当時もちろん、わたし達もその影響について、長年気づくことがなかった。付言すれば、日本における「敬神の念」をかりうじて下支えしていた祖先崇敬の感覚も、核家族化さらには夫婦別姓制の導入がさげばれるなかで急速に薄れつつある。とすれば、いまのわが国ほど、フランスの法思想家ジャンドル (P.Legendre) の以下の指摘が当てはまる国はないのではなかろうか。

人間は最初から完成したものとして、この世に生まれてくるわけではない。映画と同じように、モンタージュ、つまり組み立てられて、初めて一人の人間になるのです。大切なのは、この時に尊重しなければならない規則があることです。建築の構造と同じで、正しく組み立てられないと間違ってしまう。構造が崩れた状態が、モンタージュの崩壊なのです。若者が崩壊しているのは、大人が背負い切れなくなった重荷を彼らに負わせた結果です。自分のことは自分で組み立てなさいと次の世代に言う。そんなことは過去になかったことです<sup>50)</sup>。

『『文明』の名の下に欧米のスタンダードで世界の一元化を図り、それ以外の価値を野蛮として切り捨てていく (2001年9月に発生した米国同時多発テロへの同国の反応を評する、西谷修東京外国語大学教授の発言)』米国の行動原理は、半世紀以上前の戦後教育改革においても典型的に示されている。教育が、ある固有の文化・歴史と密接に関わり合う人間の営為である以上、戦前教育の全否定に始まった戦後教育体制を見直してみることは、現代の教育病理を読み解くうえで避けて通ることのできない道筋というべきである。教育基本法各条文の法理念と現在の学校教育の実態との齟齬を正しく認識するとともに、同法の立法者精神を再検証することがその端緒となるのはいうまでもない、とおもわれる。

#### (註)

(1) ベネッセ教育研究所. 1995年6月.

(2) 財団法人日本青少年研究所. 2001年7月.

(3) 朝日新聞の報道 (2001年10月23日, 29日付) によると、身体に傷害をあたえるほどの悪質ないたずら、教師に

よる注意にまったく耳を貸そうとしない子ども達の実態が生々しく描かれている。

- (4) 早瀬利之「こんな時代だから『教育勅語』を読む」(『新潮45 2001年10月号』, 新潮社, 2001年10月) 230頁.
- (5) 木村治美「今こそ求められる, 意志を持って『家族する』こと」(西澤潤一編著『教育基本法6つの提言』, 小学館, 2001年9月) 81頁.
- (6) 青少年問題審議会答申(1999年7月)は, 「学校においては, 子どもが自立した個人となるため, 義務教育段階での基礎・規律を確実に習得させる」必要性を提言する。教育改革国民会議の最終報告(2000年12月)でも, 「学校は道徳を教えることをためらわない」とのあたりまえ過ぎる主張を, あえて取りこんでいる。
- (7) さしずめ, 海後宗臣監修の「戦後日本の教育改革」(東京大学出版会)全10巻のうち, 第1巻～第3巻, 高橋史朗, ハリー・レイ『占領下の教育改革と検閲』(日本教育新聞社)をここでは挙げておく。本稿における教育勅語廃止過程の事実関係の論述部分については, これらに拠るところが多い。
- (8) 成嶋隆「憲法・教育基本法改正論批判」(日本教育法学会編『教育法学の展開と21世紀の展望』, 三省堂, 2001年6月) 25頁.
- (9) 永井憲一『教育法学』(エイデル研究所, 1993年11月) 44頁.
- (10) 平原春好, 牧柁名編『教育法』(学要書房, 1994年9月) 38頁.
- (11) 同上.
- (12) 『第82回国会参議院予算委員会議事録』より。
- (13) 山住正己『教育勅語』(朝日新聞社, 1989年1月) 221頁.
- (14) 五百旗頭真『日本の近代6 戦争・占領・講和』(中央公論新社, 2001年4月) 194頁.
- (15) 同上書. 195頁.
- (16) 高橋史朗, ハリー・レイ『占領下の教育改革と検閲』(日本教育新聞社, 1987年1月) 45頁.
- (17) 同上書. 10頁.
- (18) 井上順孝編『神道』(新曜社, 1999年2月) 13頁.
- (19) 中牧弘充「神社と神道」(宮田登他『日本民族文化体系4 神と仏』, 小学館, 1987年9月) 256～260頁.
- (20) 副田義也『教育勅語の社会史』(有信堂, 1997年10月) 321頁.
- (21) マーク・オア「改革者たち: 連合占領期の日本の教育」(名古屋大学教育学部『教育改革研究3』, 1986年2月) 129頁.
- (22) 森戸辰男他著『新教育資料とその解説』(学芸教育社, 1949年8月) 347～348頁.
- (23) 註(16) 書. 47頁.
- (24) 註(20) 書. 344頁.
- (25) 高橋史朗「教育荒廃と占領政策の二つの源流」(高橋史朗他著『新しい日本の教育像』, 財団法人 富士社会教育センター, 2001年8月) 31頁.
- (26) 杉原誠四郎「教育基本法の制定過程と意義」(杉原誠四郎他編『臨教審と教育基本法 現代のエスプリ別冊』, 至文堂, 1986年6月) 109頁.
- (27) 註(13) 書. 198頁.
- (28) 鈴木英一『現代日本の教育法』(勁草書房, 1986年12月) 53頁.
- (29) 註(16) 書. 48頁.
- (30) 山住正己, 堀尾輝久『教育理念 戦後日本の教育改革2』(東京大学出版会, 1976年1月) 319頁.
- (31) 同上.
- (32) 註(26) 書. 110頁.
- (33) 当時の文部官僚, 安嶋彌氏(後, 文化庁長官)は, 古参の課長より「CIEの人たちは, ステート(州)・レベルの人物」だから臆することはない旨の激励を受けた, と著書『戦後教育立法覚書』(第一法規, 1986年6月)

のなかで明らかにしている。

- (34) 座談会「臨教審と教育基本法」. 註(26) 書. 13頁.
- (35) 註(20) 書. 353~354頁.
- (36) たとえば, 高橋史朗明星大学教授の一連の論稿では, かかる観点に立って戦後教育を再評価することが重要であるとの考え方が通奏低音のように流れている。
- (37) 『第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議録』より。
- (38) 註(16) 書. 55頁.
- (39) 堀尾輝久, 兼子仁『教育と人権』(岩波書店, 1977年3月) 108頁.
- (40) ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて(下)』(岩波書店, 三浦陽一他訳, 2001年5月) 137頁.
- (41) 佐藤秀夫「教育勅語の法的性質」(日本教育法学会編『教育法学辞典』, 学陽書房, 1993年4月) 183頁.
- (42) 註(16) 書. 50頁.
- (43) 註(34) 書. 16頁.
- (44) ハリー・レイ「占領下の教育改革」(明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育改革通史』, 明星大学出版部, 1995年6月) 60頁.
- (45) 木村治美「外国人の日本人論とその影響」. 註(25) 書. 49~50頁.
- (46) ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて(上)』(岩波書店, 三浦陽一他訳, 2001年5月) 77頁.
- (47) 海後宗臣「戦後教育改革の思想」(『季刊教育法23』, 総合労働研究所, 1977年4月) 89~90頁.
- (48) 同上書. 91頁.
- (49) 西村巖「2 教育基本法」(木田宏監修『証言 戦後の文教政策』, 第一法規, 1987年8月) 63頁.
- (50) 朝日新聞2000年5月12日付.